

第 10 回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成 29 年 8 月 9 日（水）

午後 3 時から

会場：中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 新町名アンケート集計結果について | 資料 1 |
| (2) 新町名案・新町区域案について | 資料 2 |
| (3) 町界変更に関する今後の対応案について | 資料 3 |
| (4) 住居表示実施案の説明会について | 資料 4 |
| (5) 住居表示審議会について | 資料 5 |

3 次回以降の検討委員会について(日程調整)

4 閉会

新町名アンケート結果について

1 アンケート実施結果

(1) 表1：回答数まとめ

中山町配付数 (※1)	5,810
一部区域配付数 (※2)	297
全回答数	1,519
回答率	24.9%

(※1)★エリアを除いた中山町

(※2)★エリアと寺山町Aエリア

2 アンケート結果確認について

(1) 確認日

平成29年7月31日(月)

(2) 確認場所

横浜市市民局窓口サービス課（関内中央ビル4階会議室）

(3) 確認者

緑区中山町住居表示検討委員会 相原会長

同 古内委員

同 野末委員

3 アンケート結果

(1) 表2：案別回答数

	回答数	割合
案1 中山町地区全体を 「中山〇丁目」とする。	896	59.0%
案2 JR横浜線の 北側を「中山北〇丁目」 南側を「中山南〇丁目」と する。	540	35.5%
その他	83	5.5%

(2) 表3：居住地別回答数

居住地	支持案	回答数	割合
中山町	案1	771	50.8%
	案2	462	30.4%
	その他	64	4.2%
寺山町	案1	2	0.1%
	案2	3	0.2%
	その他	9	0.6%
無記入	案1	123	8.1%
	案2	74	4.9%
	その他	11	0.7%

3 その他新町名について

町名案	票数
なかやま北	2
なかやま南	2
ノース中山	1
サウス中山	1
中山ノース	1
中山サウス	1
中山A	1
中山B	1
中山〇〇（新元号）町〇丁目	1
中山の杜（北・南）	1
中山並木	1
中山如月	1

町名案	票数
中山中央	1
中山北町〇丁目	2
中山南町〇丁目	2
中山台〇丁目	1
中山新町〇丁目	1
中山東	1
中山西	1
中山町〇丁目	13
中山町南	1
中緑	1
北中山〇丁目	2
南中山〇丁目	2

町名案	票数
四季	1
寿北	1
寿南	1
幸北	1
幸南	1
新中	1
緑〇丁目	1
緑台〇丁目	1

4 その他御意見について（自由記入欄記載）

(1) その他ご意見数

意見を記入していただいた件数：281件

住居表示実施に関して

- ・肯定的な御意見 : 167件
- ・現状維持の御意見 : 103件
- ・特に表明のない御意見 : 11件

※案1案2以外の新町名を提案していただいた御意見については「賛成」としました。

※「特に表明のない御意見」とは、主に住居表示制度に関する質問等です。

(2) 御意見の詳細

別紙参照

新町名アンケート自由記入欄内容（抜粋）

○：肯定的な意見 ●：現状維持 -：特に表明なし

項番	賛成案	居住地	住居表示意向	御意見
1	案1	中山町	○	北・南は○丁目で区分すればよい。中山北・中山南の表示は不要。
2	案1	中山町	○	昔から慣れ親しんだ中山(中山は北も南もなし中山一つです)を大事にしてほしい。北や南は必要なし。できれば今のままでもいいくらいです。
3	案1	中山町	○	長い名前の住所は何かと面倒で大変なので、1文字でも少ない案1に賛成しました。
4	案1	中山町	○	北南は自分は覚えても相手先が間違えることが多いと思います。私は南の方に30年以上住んでいますが、飛び番地が多くて昔から迷子になる方が沢山いました。寺山にしても、同番地の同級生が5, 6人居て、近隣街も一時期にできないものか？中山地区の変更も2回に分けてですが、混乱が起きないかと不安です。
5	案1	中山町	○	JR 横浜線が多少ナナメに走っていますので、南北が直感的ではない場所も出てくると思います。○丁目の部分キザミを多くしてみた方が良くと思います。
6	案1	中山町	○	案2の場合、もし北、南の表示を忘れ郵便物などを出した場合、混乱する恐れがあるかも知れないと感じました。調整などさぞや大変と思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
7	案1	中山町	○	郵便や宅配などの誤配防止。北、南、ついている・いないなどのまちがいが予想される。
8	案1	中山町	○	中山南/北とすることは、中山の一体感を損なうと危惧するため。
9	案1	中山町	○	南北に分けると、従来の「中山町」が分断されてしまうイメージが強い。
10	案1	中山町	○	北と南に町名を分けると、混同しやすく、誤配などにつながりそうだと思います。
11	案1	中山町	○	例にもあったように「北」「南」をつけ忘れてたり、間違えたりすると郵便物が北→南、南→北と別の人のところに届く可能性があり、個人情報の面からすると好ましくない。こちらが気を付けても、出す相手が間違えれば防ぎようがない。
12	案1	中山町	○	中山町に30年以上住み続けているが、広域の中山町は自治会などの活動も一体感があり住みやすかった。中山南/中山北に分けると分断される懸念があります。
13	案1	中山町	○	中山町を分断しないでください。
14	案1	中山町	○	分かりやすい住居表示になることを1日も早く望みます。

15	案1	中山町	○	町境を変更しない場合、自分の住まいが中山町のまま残るのは、なんとなく取り残されたようで嫌だなと思いました。
16	案1	中山町	○	案1案2共反対だが、しいて言えば案1。案2の北南は必ず記入漏れ多く困難を極める。資産価値を上げ、町の活性化につなげるチャンス。これを機に高齢化を防ぐためにもイメージアップが肝要。住みたい町常連の自由が丘ですら、その昔は「衾(ふすま)」「西谷畑」「東谷畑」だった。左記名だったならば今の自由が丘はなかった。”町”がつくと古臭い田舎のイメージになるため除外。 ・中山如月(なかやまきさらぎ) 如月:草木が生え始める位から、新たなスタートという意味で。 ・中山並木(なかやまなみき) 並木:区の町づくり計画にも盛り込まれている「並木道」をとって。 両名とも字数少なくイメージアップを図れる。中山一丁目とか中山北では何の価値も生み出さない。
17	案1	中山町	○	北○丁目、南○丁目はそこに住んで居人にはわかるかも知れないが、外部の人には分かりにくく意味を持たない。地区全体を中山○丁目とした方が全体像をつかみやすい。
18	案1	中山町	○	この手紙届き初めて聞きました。役所などだけでなくスーパーなどでも大々的に内容のポスターなど張ってほしい。
19	案1	中山町	○	ネット検索は緑区中山で入れば間違いなくヒットする。北、南の違いで誤送の可能性が高い。中山町○丁目にすれば類似が少ない。
20	案1	中山町	○	将来「中山駅」が改築・移転し南北にずれた場合、混乱するため案1を選びました。
21	案1	中山町	○	北と南に分けると、把握しづらい。同じ丁目が出てきたり、南北の付け忘れがあり分かり辛い。
22	案1	中山町	○	上山も丁目表示に変わったので、それと同じでいいと思う。わざわざ北南に分けなくても○丁目で済んでいるところは大体わかるので
23	案1	中山町	●	住所変更手続きが面倒なので反対です。
24	案1	中山町	●	住居表示変更に伴う諸手続きが老人の身には不安です。あれも、これもと思うと変更しないでほしいと思います。
25	案1	寺山町	●	町境変更は「変更保留案」に賛成です。南口の市開発が進展してから、台村町・寺山町・中山町で改めて協議すべきだと思います。(台村町川に残される寺山町は分かりにくくなると思うので)
26	案1	寺山町	●	このアンケート用紙を見ると町境の変更は、決まっているように思えます。商売をしていなくて住んでいる人達の中にどうでもいいと考えている人達がいると聞きました。その人達を賛成に入れなくてほしいです。商売をしていると契約書の書き換えだけでも気が遠くなります。絶対反対です。
27	案2	中山町	○	中山と寺山の町境は、バス通り迄中山町にする事は賛成です。この際英断お願い致します。
28	案2	中山町	○	JR 横浜線を境に北と南で分けるのはとても分かりやすいと思います。
29	案2	中山町	○	必ず○丁目で分けてほしい。今の地番では分かりにくい。

30	案2	中山町	○	元々、中山は駅をはさんで南口・北口として親しまれている。北・南とまず町名に付けることで、パツと頭の中に地域が浮かぶ。丁目だけだと(案1)広すぎてかえってわかりにくくなる。なので案2に賛成です。
31	案2	中山町	○	南口と北口があるので、「南北」で分かれると良いと思います。
32	案2	中山町	○	町境は変更案にするべきです。今は分かりにくすぎです。又、実施時期はなぜみんな一緒ではダメなのですか。分けてやる必要はないと思います。
33	案2	中山町	○	待ち合わせ等に楽になる！分けるべき！中山は広いのでは！
34	案2	中山町	○	中山駅を中心に500mぐらいのところには中山中央はいかがでしょう。
35	案2	中山町	○	旧住居表示でもしばらくは滞りなく郵送物が配送されるように日本郵便、及び宅配業者と十分協議をして欲しい。又、運転免許、パスポート、在留カード、マイナンバーカードなどの変更もあるため、関係所管庁とも十分に協議を尽くしてほしい。
36	案2	中山町	○	中山に住んでいる自身としては問題ないが、他の地域から4年前から住んでいますが、実際に災害があった時にスムーズな対応をしてくれるのか、どのような人が住んでいると把握してくれているのか不安です。よって、細かな情報提供をする必要はあると思うので、このようなアンケートを取るのであれば安心だと1つ思いました。
37	案2	中山町	○	郵便配達の方にとっては、やはり案2が良いのかと思います、ぜひ郵便局の方の意見を。
38	案2	中山町	●	住所変更の届け出を取引している所が免許、などに提出する手間を考えると、今まで通りが良いと思いました。
39	案2	中山町	●	町名変更に反対です。理由が納得できるものではない。
40	案2	中山町	○	中山北町○丁目、中山南町○丁目なんてどうですか？
41	案2	中山町	○	中山新町○丁目、中山○○(新元号)町○丁目
42	案2	中山町	○	4分画(東、西、南、北)
43	案2	中山町	○	南北だけでは？寿北、寿南、幸北、幸南等
44	案2	中山町	○	中山という地名、駅名とも知名度がなさすぎる。大体、競馬場のある千葉県の中山と間違われる。緑の中という意味をこめて、いっそ、「中緑」など新しい名前にして欲しい。
45	案2	中山町	○	案2を希望しましたが、中山北○丁目より中山南○丁目のほうが人から品の無い町と言われるような悪いイメージがあります。緑区緑○丁目、又は、緑区緑台○丁目とした方が美しいと思います。
46	案2	中山町	○	新町名案:中山の杜(もり)(北・南)町名変更する機会はそうそうあるものではなく、千載一遇の機会である。これまでの「中山」という地名を尊重しつつ、類似地名との重複を避け、未来志向の格式を持った地名としたい。

47	案2	寺山町	—	まずもってやり方・進め方が横柄すぎます。中山町は中山町で進められることをすべきだし、寺山町は寺山町で住居表示を同時に進めればよいと思います。
48	その他	中山町	○	北側はこれまで通り中山町、南側は中山町南にしてほしい
49	その他	中山町	○	中山サウス/中山ノース
50	その他	中山町	○	ノース中山、サウス中山
51	その他	中山町	○	北中山、南中山がいいです。(南青山や北千住のように)
52	その他	中山町	○	中山 A、中山 B
53	その他	中山町	○	平成 30 年度実施エリア:中山〇丁目 平成 31 年度実施エリア:中山台〇丁目
54	その他	中山町	○	四季
55	その他	中山町	○	新しく中心になる町です。以前、この一帯は新治郡でありまして、よって新治郡の新と中山の中を用いて、新中はどうでしょう読み方はシンナカです。御一考を。
56	その他	寺山町	●	中山町の住居表示実施に関し、寺山町が編入される事に反対します。説明会で市の代表の方が約束されましたように、このアンケートの結果、反対多数の場合はこの件に関し今後寺山町の住民が関わることはないと理解しています。
57	その他	中山町	●	住居表示実施に反対です→利便性なし、諸変更手続きの負担寺山町の一部を含めることは反対→コミュニティの破壊
58	その他	中山町	●	現状のままで良い。現在の住居表示で不利益を被った経験はなく、しかもナビゲーションシステム等のITが進んだ今、緊急車両の遅延や配達物の誤配等の改善効果などは少ないと考えられる。まったく唐突な住居表示変更は理解に苦しむし、検討委員会なるものの構成検討経過などもっとオープンにし、住民の意見をもっと聞いたうえで進めるべきと考える。
59	その他	中山町	●	現在のままで良い。GPS などがある今は、番地はすぐに分かる。歴史をもっと大切に。文化を大切に。
60	その他	中山町	●	特に不自由を感じませんので、これまでの住居表示であって欲しいと思います。新町名については反対です。
61	その他	寺山町	●	寺山町は中山町よりも古い地名です。昭和 40 年代迄中山駅は寺山町に含まれていました。いつの間にか中山町になっていました。中山町住居表示検討委員会は誰がいつ作ったものですか？利益のある人達が思い通りにしないでいただきたい。私どもも私道に供出してお役にたてています。今迄通りの寺山町にしたい。

62	その他	寺山町	●	中山駅前 60 年以上住む者ですが、横浜線沿線で南側の開発が一番遅れているのに住居表示実施町名変更なんて何を考えているのか話にならない
63	その他	寺山町	●	今のままの表示を希望します。寺山町で商売しています。仮に変更になった場合、現在の住所の入った在庫を多量にかかえており、そうしたものが使えなくなる。あるいは修正するのに多額の費用が掛かるなど心配です。多少なりとも援助していただけるのでしょうか？
64	その他	寺山町	●	住居表示変更は決定ではないと伺っていますが、「変更ありき」で進んでいる印象。客観的な立場での進行に期待。現状のままを希望します。
65	その他	寺山町	●	大変煩雑な手続きが必要になり4月の説明会概要の住所変更の他相手側(個人)への変更通知、病院、チケットセンター取引先等が家族全員にかかるだけに絶対反対。
66	その他	寺山町	●	住居表示変更には絶対に反対致します。
67	その他	寺山町	●	案1、案2とも町名変更不可 質問: 寺山町は町名変更は実施することがあるのでしょうか？
68	その他	寺山町	●	中山町の住居表示実施に関し、寺山町が編入される事に反対します。説明会で市の代表の方が約束されましたように、このアンケートの結果、反対多数の場合はこの件に関し今後寺山町の住民が関わることはないかと理解しています。

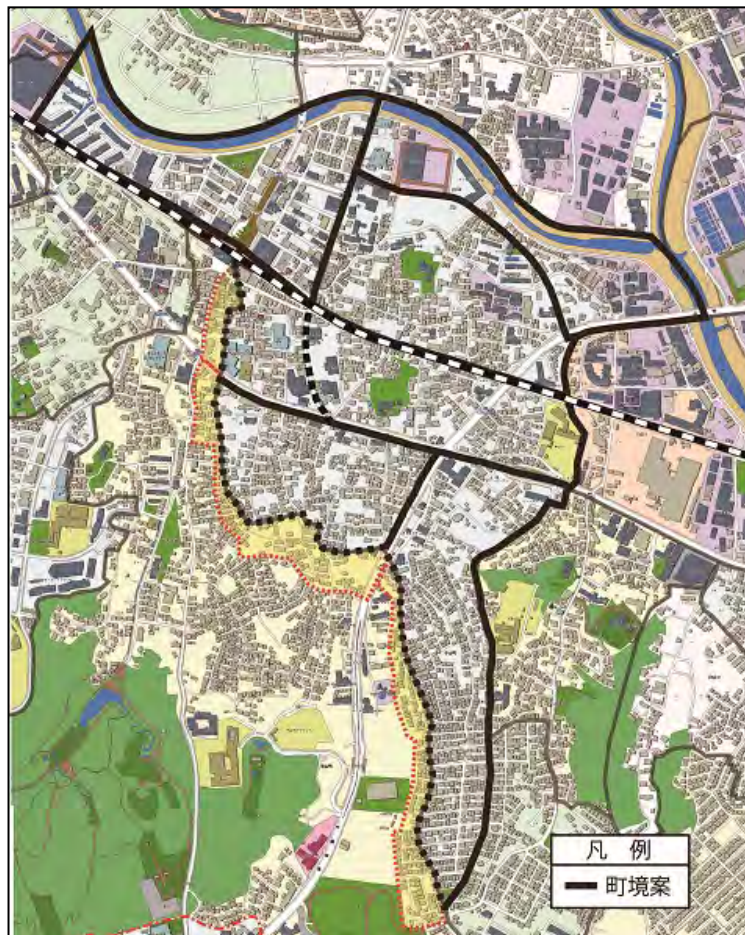
新町区域案・新町名案について

(第6回検討委員会資料より抜粋)

1 新町名案について

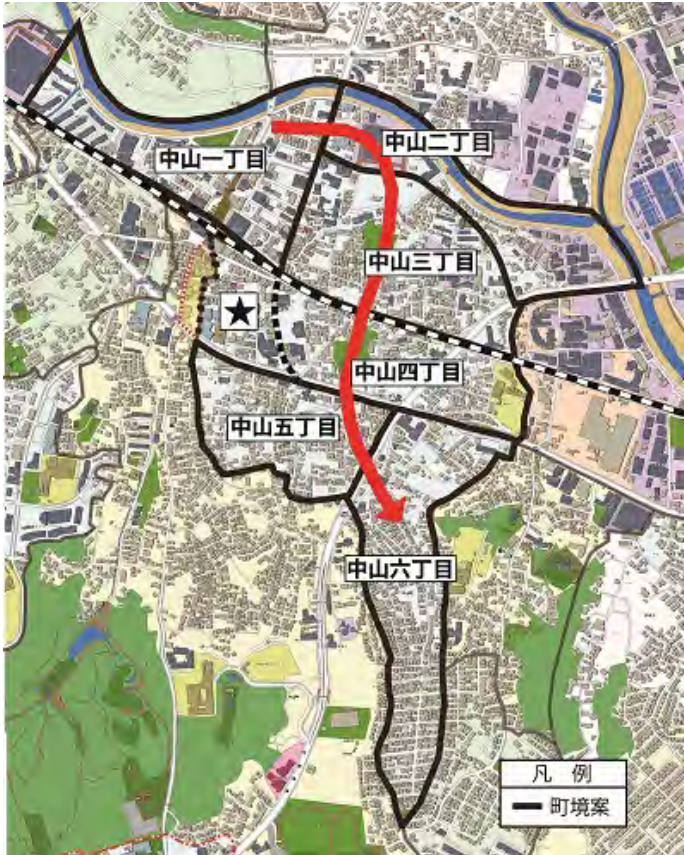
	中山〇丁目	中山北〇丁目・中山南〇丁目
概要	中山町から「町」を抜いた町名	J R横浜線の南北で分けた町名
長所	○簡明な名称で分かりやすい ○隣接の上山町と同じパターンの町名変更であるため、旧町名が中山町であることの類推が容易	○中山駅を中心として場所のイメージを掴みやすく、住所の特定が比較的容易 ○「丁目」の起点を複数設けることで、「丁目」の順番を柔軟に設定できる
短所	△「丁目」の数が増えるため、住所の特定にやや時間がかかる △「中山」という地名が全国に多数存在するため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索が困難	△「北」「南」を付け忘れた場合、住所を特定できない

2 新町区域及び「丁目」の順番について 町区域割案



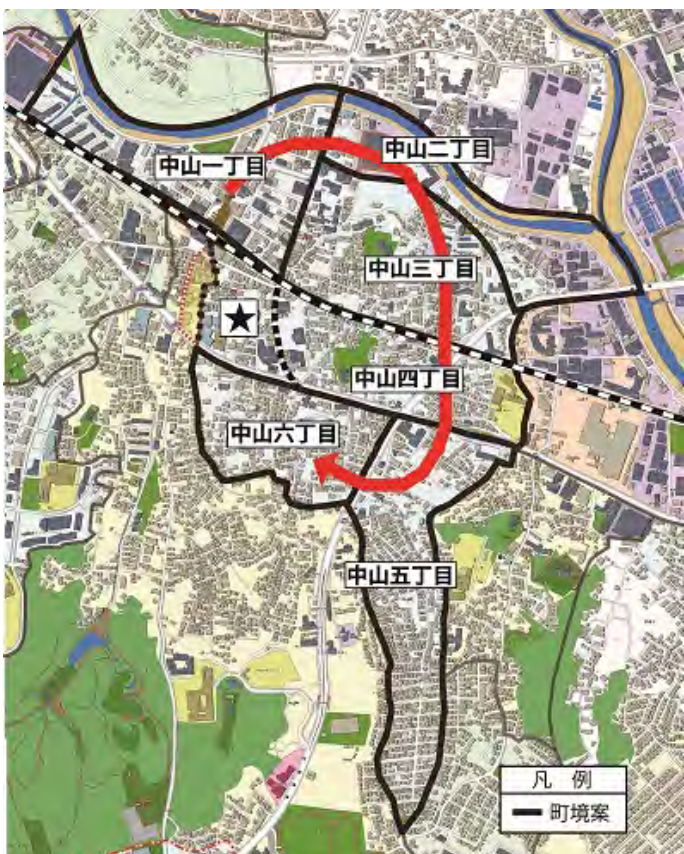
(1)町名を中山〇丁目とする場合（アンケート結果：59.0%）

<ア>町区域案1-1



- ポイント
- ・「丁目」が北から南の順に並ぶようにする案
- ※近隣の上山一～三丁目、白山一～四丁目と考え方を統一する
- ・「★」については、
 - <パターン1>
中山四丁目に編入する
 - <パターン2>
「中山」以外の新町名を設定する

<イ>町区域案1-2



- ポイント
- ・「丁目」が駅を起点として時計回りに並ぶようにする案
- ・「★」については、
 - <パターン1>
中山四丁目に編入する
 - <パターン2>
中山七丁目を設定する
 - <パターン3>
「中山」以外の新町名を設定する

(2) 町名を中山南・北〇丁目とする場合（アンケート結果：35.5%）

＜ア＞町区域案2-1



- ポイント
 - ・「丁目」が北から南の順に並ぶようにする案
 - ※近隣の上山一～三丁目、白山一～四丁目と考え方を統一する
 - ・「★」については、
 - ＜パターン1＞
中山南一丁目編入する
 - ＜パターン2＞
「中山北・南」以外の新町名を設定する

＜イ＞町区域案2-2



- ポイント
 - ・JR横浜線を境に「丁目」を南北に対比させる案
 - ※大さん橋に近い方を起点とする
 - ・「★」については、
 - ＜パターン1＞
中山南一丁目編入する
 - ＜パターン2＞
中山南四丁目とする
 - ＜パターン3＞
「中山北・南」以外の新町名を設定する

町界変更に関する今後の対応案について

1 スケジュールについて

時期	
6月～8月	新町名アンケート配付・集計
11月	実施案の地元説明会 Aエリア・★エリア向け説明会のお知らせチラシ配付
12月	Aエリア・★エリア向け説明会
1月	住居表示審議会（第1次地区） Aエリア・★エリア向けアンケート実施
3月	Aエリア・★エリア向けアンケート集計結果報告（検討委員会）
5月	Aエリア・★エリア町境変更案の決定
6月	変更案決定周知チラシ配付

2 Aエリア・★エリア向け説明会について

- (1) 開催日時
平成 29 年 12 月中旬
- (2) 開催回数
1 回 または 2 回
- (3) 開催会場案

	案 1	案 2	案 3
場所	横浜市中山 地区センター	緑公会堂	みどり一む
収容人数	104名 (会議室A・会議室B)	508名 (講堂)	42名 (大会議室)
提案理由	○メリット ・定員数が適当 ○デメリット ・Aエリア、★エリア から遠い	○メリット ・Aエリア、★エリ アから近い ・定員に余裕があ る ○デメリット ・会場が広いこと で、地域の方の 積極的な発言が できない可能性 がある	○メリット ・会場の中で、一番 Aエリア、★エ リアから近い ○デメリット ・収容人数が少な い

3 Aエリア・★エリア向けアンケートについて

(1) アンケートスケジュール案

時期	実施内容
平成30年1月中旬	アンケート配付
平成30年2月中旬	アンケート締切り
平成30年2月下旬	アンケート集計
平成30年3月	住居表示検討委員会にて報告

(2) アンケート内容案

自由記入欄記載による住民意見の収集

○メリット

どのような理由で賛成・反対であるのか、詳しく読み取ることができる。

○デメリット

多岐にわたる意見が提出された場合、その内容の解釈、検討に時間がかかる。

住居表示実施案の説明会について

1 開催概要

(1) 開催場所

緑公会堂（横浜市緑区寺山町 118 番地） 定員：508 名

(2) 開催日

第一回：平成 29 年 11 月 18 日(土) 午前 および 午後

第二回：平成 29 年 11 月 21 日(火) 夜間（18 時以降）

第三回：平成 29 年 11 月 26 日(日) 午前 および 午後

第四回：平成 29 年 11 月 29 日(水) 夜間（18 時以降）

(3) 対象者

中山町全域と寺山町の一部(Aエリア)の区域

（一次地区、二次地区すべての地区）

2 説明会内容

- ・住居表示の制度
- ・新町名案、新町区域案
- ・住所、本籍に関する手続き
- ・質疑応答

3 来場者見込み

泉区和泉町第一次地区住居表示実施案の説明会参加率を参考に来場者見込みは下記の通りです。（説明対象者数：13,800 名）

休日参加率：5% 690 名

平日参加率：3% 414 名

【参考】泉区和泉町第一次地区住居表示案の説明会参加者数

開催日時	開催場所	来場者数
平成 24 年 10 月 8 日（月・祝） 14：00～15：30	下和泉住宅自治会館	134 名
平成 24 年 10 月 11 日（木） 14：00～15：30	下和泉地区センター	87 名
平成 24 年 10 月 13 日（土） 14：00～15：30	下和泉住宅自治会館	125 名
平成 24 年 10 月 13 日（土） 19：00～20：30	和泉第一町内会館	53 名
平成 24 年 10 月 14 日（日） 10：00～11：30	下和泉小学校	122 名
計		521 名

※人口約 2,500 人に対し、約 20%の参加率

横浜市住居表示審議会について

1 審議会概要

横浜市住居表示審議会（以下「審議会」という。）は、住居表示に関する法律の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として設置されています。

(1) 審議事項

- ・ 住居表示の実施基準に関すること。
- ・ 実施の区域及び期日に関すること。
- ・ 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- ・ その他特に市長が必要と認めた事項

(2) 組織

ア 構成人数

30 人以内

イ 委員構成

- ・ 学識経験のある者
- ・ 地域住民組織の代表者
- ・ 関係行政機関及び公共的団体の職員

ウ 委員任期

2 年

(3) 開催時期

例年 1 月（11 月頃より詳細の日程を調整）

2 臨時委員の選出について

(1) 臨時委員とは

審議事項に合わせ、関係のある者を市長が若干名任命する、その回限りの委員。

(2) 選出について

例年、住居表示検討委員会から代表で 1 名出席をお願いしています。

(3) 委嘱時期

10 月頃

横浜市住居表示審議会条例

制定 昭和37年10月10日 条例第23号

横浜市住居表示審議会条例をここに公布する。

横浜市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として本市に横浜市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 住居表示の実施基準に関すること。
- (2) 実施の区域及び期日に関すること。
- (3) 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 関係行政機関及び公共的団体の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係ある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終わったときに解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が特に必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴することができる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置き、市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、委員を補佐する。
- 3 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和38年1月規則第4号により同年同月16日から施行)

横浜市住居表示審議会委員名簿

任期：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（区分別・敬称略）

補 職	区 分	氏 名	摘 要
会 長	学識経験者	すずき みなこ 鈴木 美南子	フェリス女学院大学名誉教授
副会長		いわや しんいち 岩 谷 伸 一	横浜商工会議所議員
	学識経験者	こばやし のりこ 小 林 紀 子	横浜市歴史博物館学芸員
		こむら ようこ 小 村 陽 子	弁護士
		もと はし こうじ 本 橋 幸 司	土地家屋調査士
	地域住民組織の 代表者	みや いり なおこ 宮 入 直 子	横浜市消費生活推進員
		よこ い まさ み 横 井 正 巳	横浜市町内会連合会
	関係行政機関及び 公共的団体の職員	やま なか まさ のぶ 山 中 正 登	横浜地方法務局首席登記官
		よこ た よし のぶ 横 田 善 信	神奈川県警察横浜市警察部長
		ほし な あきら 保 科 明	日本郵便株式会社横浜港郵便局長

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

	地域代表者	ひ なみ いさむ 日 並 勇	泉区和泉町住居表示検討委員会会長
--	-------	-------------------	------------------